

勅授

海軍中將草鹿任一外一名叙位の件

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

宗族家範



叙位



昭和五年三月十六日
登帳記

官 内 省

丙 癸 第一三八四號

海軍中將草鹿任一外一名叙位の件



海軍中將



天皇御味 平良日
立者御味 平良日

海軍中將



昭和二十二年三月二十六日



海軍中將草鹿任一外一名叙位の件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年三月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂



内閣

令箇位第三〇號

起案

昭和二十二年三月

日

裁可昭和二十二年三月六日施行

決定昭和二十二年三月六日施行

昭和

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務

海軍中將草鹿任一外一名叙位の件

本件ハ叙位後遺事ニ依リ、昭和二十二年三月十五日付テ以テ叙位發令方取計ハレ候
内閣

内閣

復二秘人第 二四四 號

昭和二十三年 三月 十八日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中將草鹿任一外一名の叙位について別紙の通り申渡
す。

迨て本件は孰も昭和二十年十二月二十八日叙位進階資

海軍

格發生のものであるが、通信連絡遅延のため敘位申牒
手續未了のところ、草鹿海軍中將は昭和二十二年二月
七日、大川内海軍中將は同年一月二十五日孰も復員し
たので、昭和二十年内閣人内職第九〇七號に依つて日
昭和二十一年一月十五日の定例敘位發令の日に遡及發
令されたい、尙本件は文武官敘位進階内則第三條に依
るものである。

